

令和 3 年度岐阜県主任介護支援専門員更新研修受講者の皆様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う主任介護支援専門員の有効期間の
臨時的な取扱いについて

平素より、岐阜県の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和 4 年 1 月 2 2 日（土）及び同 2 5 日（火）に予定されていた「令和 3 年度岐阜県主任介護支援専門員更新研修」（以下「本研修」という。）の日程の延期に伴い、以下のとおり取り扱いますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

○臨時的な取扱いの内容

本研修の延期後の修了日（以下「修了日」という。）より前に主任介護支援専門員の有効期間が満了する場合であっても、修了日までの間は主任介護支援専門員としての有効性を喪失しないものとします。

○留意事項

- ・本取扱いの対象は、本研修を受講している岐阜県登録の主任介護支援専門員に限ります。他都道府県登録の方は、登録都道府県に取扱いをご確認ください。
- ・本研修修了後に付与される次の有効期間（5年間）は、本来の有効期間満了日から算定します。
- ・次回の更新申請時に、本取扱いに該当したことを示していただく必要はありません。
- ・介護支援専門員の資格については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱いについて」（令和 3 年 6 月 1 7 日付高第 4 3 5 号）により、令和 6 年 3 月 3 1 日までに有効期間が満了する場合、満了後も 2 年間又は 1 年間は介護支援専門員証を有効とする取扱いをしております。詳細は下記県ホームページにてご確認ください。
※ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5894.html>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
担当係長	堀部	担当	各務・高橋
電 話	0 5 8 - 2 7 2 - 8 2 9 8		
F A X	0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 3 9		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		